

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	建設局下水道部施設管理課（許認可担当）( 06-6615-6260 )
処分課（担当）名	同上
処分の名称	排水設備計画確認
概要	排水設備を新設、増設、改築するときに提出していただき、排水設備計画が適切なものかどうかを確認する書類です。計画の規模、内容によっては、事前に所管管路管理センターとの現場立会および建設局下水道部施設管理課（許認可担当）との協議が必要な場合があります。
根拠法令等 及び条項	大阪市下水道条例第4条 ( <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
審査基準	排水設備計画の確認を受けるためには、次の要件をすべて満たすことが必要です。 (1) 申請書様式に関する事項 ① 申請者は施主であること。 ② 排水面積は、敷地面積と合致すること。 ③ 作業内容は、別途添付書類において記入すること。 ④ 雨水・汚水管で施工業者が異なる場合は、連名記入すること。 ⑤ 排水設備の位置図・平面図を添付すること。 (縮尺は1/100とし、排水する区域、排水管渠及びますの位置、排水管渠の内径または内のり及び延長、公共下水道との接続)
標準処理期間	14日
経由日数	一
提出先	建設局下水道部施設管理課（許認可担当）
提出時期	隨時
提出方法	所定の排水設備計画確認申請書に位置図、排水計画平面図、計画下水量集計表（敷地面積600m <sup>2</sup> 以上の場合）等を添付し、建設局下水道部施設管理課（許認可担当）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	建設局下水道部施設管理課（許認可担当）
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000060165.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000060165.html</a>
備考	